

公共事業再評価調書(3回目再評価)

主管課：都市計画・モラル課

1 事業概要	事業名：中城公園整備事業		前再評価年度：平成23年度	
	事業種別：都市公園事業	事業主体：沖縄県	(H9～H30)	
	事業箇所：中城村、北中城村	根拠法令：都市計画法、都市公園法	事業期間：H9～H35	
	(30,400) 総事業費(百万円) 30,400	費用内訳：補助1/2	(96.3ha) 事業量：96.3ha	
(整備目的)	本公園は、去る大戦の戦禍をまぬがれた貴重な文化遺産で、昭和47年に国の史跡に指定され、平成12年には「琉球王国のグスク及び関連遺産群」として世界遺産に登録されている中城城跡を核として、沖縄の歴史、文化、自然を積極的に体験、学習できる公園として整備するものである。			
1-2 前再評価以降の計画変更	一部の用地において取得が難航していることから事業期間を平成35年度まで延伸する。			
2 再評価 該当項目	<input type="checkbox"/> ① 事業着手から10年を経過 <input type="checkbox"/> ② 事業着手から5年以内の工事未着手 <input checked="" type="checkbox"/> ③ 再評価後一定期間(5年)を経過 <input type="checkbox"/> ④ 事業の中止			
3 再評価に至った主な要因 (具体的理由)	<input checked="" type="checkbox"/> ① 用地取得等の困難 <input type="checkbox"/> ② 調査・設計の困難 <input type="checkbox"/> ③ 事業の拡大 <input type="checkbox"/> ④ 予算の確保 <input type="checkbox"/> ⑤ 手続き・法令の問題 <input type="checkbox"/> ⑥ 他事業との関係 <input type="checkbox"/> ⑦ 整備効果の問題 <input type="checkbox"/> ⑧ 当初計画が長期間 <input type="checkbox"/> ⑨ その他()			
4 事業の 進捗状況 (H28.3月時点)	項目	事業費(百万円)	整備(供用面積)(ha)	用地取得(ha)
	計画	30,400	96.3	96.3
	実施済	20,053	11.9	84.1
	率	66%	12%	87%
4-2 前再評価以降の主な進捗	管理事務所、キャンプ場炊事場、トイレ(1箇所)、遊具(4箇所)			
5 事業効果の 評価指標 (検討年50年) (基準年H28) (単位:百万円)	①直接便益(旅行費用価値、施設利用価値)	50,733	① 用地費	21,000
	②間接便益(環境の維持・改善、都市防災)	計 32,663	② 施設整備費	9,400
		(環境) 19,407	③ 維持管理費	1,934
		(防災) 13,256		
	総便益	83,396	総費用	32,334
	基準年換算(B)	45,841	基準年換算(C)	42,900
	費用便益比(B/C) = 45841 / 42900 = 1.07			
6 事業を巡る 状況の変化 (前再評価以降)	① 社会・経済：近年、外国人観光客が急増する中、公園の遊具を利用する外国人が増加している。 ② 地元・自治体：公園へのアクセス道路として、中城村が村道城跡線をH30年度完成を目処に整備している。 ・北中城村が整備を予定している複合文化施設について、他の場所で代替施設を整備済、又は整備予定であることから公園内での整備の必要性がなくなっている。 ・中城村・北中城村から整備促進の要請がある。 ③ 利害関係者：相続に関する問題や地権者の所在不明、抵当物件、代替地要求等により買収が難航している用地がある。			
7 事業の必要性 や効率性	① 事業の必要性・緊急性・有効性など： 県民の生活意識や価値観の変化、余暇時間の増加に伴うレクリエーション需要の増大等、多様化する利用者のニーズに対応するために事業を推進する。また世界遺産登録以降、増加している中城城跡入園者の利便性の向上のために早急に整備を行う必要がある。 ② 事業の効率性(代替案等の可能性) 用地進捗率が87%を超えていることから、現計画の推進を図ることが効率的である。 ③ 事業効果の発現状況： 中城城跡を訪れる際の駐車場の一部や展望広場、自然学習エリア・自然共生エリアの園路、広場、駐車場等の供用を開始しており、公園利用者の利便性向上に繋がっている。【中城城跡来園者数：84,018人(H23年度)、133,651人(H27年度)、中城公園来園者数：163,572人(H27年度)】			
8 今後の対応 方針・見直し	① 事業計画等：園路や駐車場等、施設整備を重点的に進めていき、公園利用者の利用向上のため早期の供用開始を目指す。 ② 対住民関係：引き続き補償交渉を進めるとともに、一部用地取得難航案件については土地収用法を適用することも検討する。 ③ 執行体制等：現在の組織体制で執行は可能である。			
9 対応方針	<input checked="" type="checkbox"/> ① 事業継続(現計画) <input type="checkbox"/> ② 事業継続(見直し) <input type="checkbox"/> ③ 事業の中止			
10 その他 (前再評価での 主な意見等)	●両村が施設をつくる予定がなくなった場合は、現計画どおりではなく計画の縮小を検討していただきたい。また、あまり手を加えない形での整備方法を考えてコスト縮減を図っていただきたい。 ●両村でつくる施設については、使い分けや役割を明確にして施設づくりをしていただきたい。			

* 1事業概要の上段()は前再評価時点の計画